

ご存知ですか？福祉資格取得助成制度

町では介護等福祉に携わる人材の確保及び在宅支援を図るため、福祉に携わる意欲のある町民に対し、資格取得等に係る費用の全部又は一部を助成しております。

◎助成の対象となる方

次の各号のいずれにも該当する方

- (1) 町内に住所を有している方かつ資格取得日から起算して町内に3年間住所を有する見込みのある方
- (2) 国及び他の地方公共団体からの類似の助成等を受けていない方
- (3) 当該世帯に町税及び公共料金等を滞納していない方

◎対象となる福祉資格

- (1) 介護職員初任者研修
- (2) 介護福祉士実務者研修
- (3) 介護福祉士

◎助成金の額

福祉資格の取得に要した受講料、資格登録費用、受験料及び教材の購入費用とし、15万円を限度とします。

【お問い合わせ先】

介護福祉課

橋田 佐智

☎ 62-2313



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

～ 民生委員・児童委員は

地域の皆さんの良き相談相手です！

皆さまの地域で活動している民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉を担っている委員です。常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

民生委員・児童委員の活動

- ・地域の見守り
- ・家庭訪問・安否確認・生活状況の把握
- ・福祉サービスについての関係機関との「つなぎ役」

日頃から、担当地区を訪問して、地域住民の安心や安全確保のための見守り活動を行っている中で、独居高齢者や生活面での課題を抱えている方、子育て世代など

のご家庭の相談に応じながら、必要に応じて福祉制度やさまざまな支援サービスが受けられるよう、関係機関へのつなぎの役割を果たしています。

その他にも、配食サービスや福祉パトロール等のボランティア活動にも積極的に参加しています。

子育てや介護の悩みや心配ごと、仕事や家族関係のことなど、民生委員・児童委員に相談したいときは、直接気軽に「お問い合わせ先」にご相談ください。

【お問い合わせ先】

介護福祉課

橋田 佐智

☎ 62-2313

社会福祉協議会

田上 昌代

☎ 55-2115

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

法務局では、「自筆証書遺言書保管制度」に関する事務を取り扱っています。自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。本制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざん等を防止できるほか、家庭裁判所の検認手続も不要となります。

ご自身の財産を大切な人へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言を検討される際には、ぜひ本制度をご活用ください。

詳しくは、法務省ホームページをご覧いただくか、お近くの法務局へお問い合わせください。

また、企業・各種団体・グループを対象として、本制度に関する「主張説明会」も実施していますので、ぜひお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

高知地方法務局須崎支局

☎ 0889-420374

高知地方法務局供託課

☎ 0888-8223331

(出張説明会お問い合わせ先)